

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険法、その他介護保険に関する法律及び条例に基づき、清水町の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>(1) 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 (2) 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 (3) 保険料賦課、特別徴収額の通知 (4) 保険料の減免、徴収猶予等の申請 (5) 保険料滞納者に係る支払方法の変更 (6) 要支援認定、要介護更新認定等の申請 (7) 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 (8) 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 (9) 負担限度額認定や各種減免認定の申請 (10) 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の提供と照会を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(68の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、4、6、8、11、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、108、109、117)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(項番93、94)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 細野 博昭
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉課介護保険係(北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 0156-69-2222)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課介護保険係(北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 0156-69-2222)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

